

## 大丸・松坂屋のポイント特約

### 第1条(ポイントの付与対象)

1. JFRカード株式会社(以下「カード会社」といいます)が発行するカード(以下「カード」といいます)で支払った、株式会社大丸松坂屋百貨店および株式会社博多大丸(以下「加盟店」といいます)での利用料金については各社が定める大丸・松坂屋のポイント(以下「ポイント」といいます)を付与します。
2. 前項について、現金、大丸・松坂屋商品券、全国百貨店共通商品券等での同時入金の場合(カード提示と同時入金の場合に限ります)においてもポイントを付与します。

### 第2条(ポイントの内容)

カード会社が発行するカードの会員(以下「会員」といいます)に付与されるポイントの基本的な内容は次の通りです。

- ① 株式会社大丸松坂屋百貨店では、買上商品100円(本体価格)につき、普通商品は5ポイント、特価品・食品・レストラン・喫茶は1ポイントを付与します。
- ② 株式会社博多大丸では、買上商品100円(本体価格)につき1ポイントを付与します。

### 第3条(ボーナスポイント)

前条1項①および②のポイントについて、入会日直後の16日を開始日とする1年間(以下「積立期間」といいます)を前期・後期(各6ヵ月)に分けた各期の半年間の累計獲得ポイントに対して次のボーナスポイントを付与します。なお、付与時期は各期の満了日の翌月20日とします。

半年間の獲得対象ポイント	ボーナスポイント
15,000以上	対象ポイントの100%
10,000以上 15,000未満	対象ポイントの 50%
5,000以上 10,000未満	対象ポイントの 20%

※獲得対象ポイント5,000ポイント未満は、ボーナスポイントの対象となりません。

### 第4条(ポイントの利用)

獲得されたポイントは、1ポイントを1円として換算し、加盟店において、次回以降の買い物の際の支払代金として利用できます。ただし、通信販売、インターネットショッピングなどで、利用できない場合があります。

### 第5条(ポイントの有効期間)

積立期間中に獲得したポイントの有効期間は、積立期間満了後の翌年1年間(期間満了日から1年後の月末まで)とし、その期間に利用されなかったポイントは自動的に失効します。

### 第6条(第三者によるポイントの不正使用)

会員のカードのポイントが第三者によって不正に利用された場合、てん補いたしません。

### 第7条(ポイントの譲渡等の禁止)

ポイントは相続、譲渡、譲受および借り受けすることはできません。

### 第8条(利用の停止・制限、資格の取消し)

1. ポイントの付与または利用に関して、会員がカード会社または加盟店に対し虚偽の申し出を行った場合、その他会員が不正の目的をもってポイントを獲得、利用したときは、カード会社は、会員に対して何らの通知・催告なく、ポイントまたはカードの利用を停止し、もしくは会員の資格を取消すことができるものとします。また、この場合、カード会社からの請求があるときは、会員は不正に利用したポイント相当額を加盟店に返金するものとします。
2. 会員が会員規約第15条、第23条、第25条いずれかに該当した場合、ポイントの利用が制限されることをあらかじめ承諾するものとします。

### 第9条(変更、中止)

会員は、ポイントサービスについて会員への予告または通知なしに変更もしくは中止される場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

### 第10条(本特約の優先適用)

本特約条項と会員規約に重複する事項については、本特約条項

を優先します。